

教育基本法の改正を求める意見書

我が国の教育は、民主的で文化的な国家の建設を目指した教育基本法のもと半世紀にわたり、目覚しく普及し、発展するとともに、社会経済の発展にも大きく貢献してきた。

しかしながら、戦後58年を経て、社会情勢は大きく変化し、子どもの問題行動や社会性の希薄化、さらには家庭や地域社会における教育力の低下や、伝統・文化の尊厳の欠如など、教育のあり方そのものが問われている。

こうした中、平成14年11月、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、教育基本法の抜本的な見直しが必要とした中間報告をまとめたところである。

我が国の次代を担う子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、生きる力を持ってたくましく育っていくには、今こそ、新しい時代の教育の基本像を明確に提示するとともに、それを確実に実現していくことが重要である。

よって、政府は、社会の存立基盤である教育の新しい時代におけるあり方を真剣に検討し、中・長期的視野に立ち、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、「人材・教育大国」の実現に取り組むとともに、歴史や伝統文化を尊重し、そして社会の形成者としての公德心や国際感覚をあわせ持った人材を育成する観点から、国会で教育基本法の改正をされるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月23日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男